

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
9月5日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (二件) (河川課) ..... 三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (港湾課) ..... 四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (四件) (県民生活課) ..... 五

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 六

### 山口県告示第四百六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年九月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年九月五日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 二井 関成

- 氏名又は名称 宇部興産株式会社
- 住所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区
- 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 (N <sup>m</sup> /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔
三七一タ	四、〇〇〇	平成一八、一〇、一	平成一九、七、一	平成一九、七、一	連続 二四時間 変動なし

備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。



山口県告示第四百六十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、掛淵川水系掛淵川及び大坊川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関 成

一 掛淵川水系掛淵川及び大坊川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 長門市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年九月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所  
長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十八年九月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所(電話〇八三七―二二二九二〇)にすること。

山口県告示第四百六十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、木屋川水系木屋川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関 成

一 木屋川水系木屋川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 長門市依山内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
  - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
  - 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年九月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
  - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 

長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年九月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで  
 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所(電話〇八三七―二二―二九二〇)にすること。

山口県告示第四百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、宇部港廃棄物埋立護岸築造等工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 宇部港廃棄物埋立護岸築造等工事
  - (一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字沖ノ山地先
  - (二) 工事の概要

工 種	延 長
基 礎 工	二二五メートル
本 体 工	七七五メートル
遮 水 工	一、〇八〇メートル

二 経営規模等入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年九月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年九月七日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年九月二十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六一三一

三三一一)にすること。



(四七二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年八月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 彦島江の浦福祉工房

代表者の氏名 園田 教子

主たる事務所の所在地 下関市彦島江の浦町二丁目二番七号

三 定款に記載された目的

障害者に対して、規則的な生活の確立、生活意欲の向上及び社会への適合を支援するために、就労に必要な体力、知識及び能力を習得して就労が可能な状態とするための就労訓練等の事業を行うことにより、障害者が共に暮らすことができる地域社会づくりに寄与すること。

(四七三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成十八年八月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 産業創造支援ステーション  
代表者の氏名 深川 勝之  
主たる事務所の所在地 宇部市大字川上五八二番地  
定款に記載された目的  
環境及び健康に関する産業を創造し発展させようとする個人又は団体に対して支援事業を行うことにより、地域振興及び地域社会の発展に寄与すること。

(四七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成十八年八月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 シンプル  
代表者の氏名 田木 民子  
主たる事務所の所在地 柳井市南町二丁目三番二〇号  
定款に記載された目的  
在宅での介護及び援助が必要な障害者及び高齢者並びに社会参加を目指す女性及びその家族その他援助を必要とする人々に対して、介護に関する知識及び情報の提供、介護サービス等を行い、すべての人々が安心して暮らすことができる地域社会づくり及び福祉の増進に寄与すること。

(四七五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日  
平成十八年八月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 さつき  
代表者の氏名 徳田 徹  
主たる事務所の所在地 美祿市大嶺町東分二八一番地一  
定款に記載された目的  
障害者及び障害児が楽しく、機能回復、自立心の向上、リハビリ及び適切な作業を通して社会福祉の推進に寄与するとともに、障害者及び障害児の健全育成に寄与すること。

(四七六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年九月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市瑞穂町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下松市南花岡一丁目一六番一〇号  
有限会社ヒット工務店

平成十八年九月五日印刷  
平成十八年九月五日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)